「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について

を行うか否かに係る変更を行ったときは、次に掲げる事項を記載するものと

する。ただし、(3)に該当する事項は記載しないことができる。

改 Œ 行 現 5の3 規則第5条の3に規定する比較情報に関しては、以下の点に留意する。 (新設) 1 当四半期連結会計期間及び当四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸 表において記載されたすべての数値について、原則として、前連結会計年度 並びに当該連結会計年度の対応する四半期連結会計期間及び四半期連結累計 期間に係る数値を含めなければならない。 2 当四半期連結会計期間及び当四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸 表の理解に資すると認められる場合には、前連結会計年度並びに当該連結会 計年度の対応する四半期連結会計期間及び四半期連結累計期間に係る定性的 な情報を含めなければならない。 10 規則第10条の規定による注記については、次の点に留意する。 10 規則第10条の規定による記載については、次の点に留意する。 1 (略) (略) 1 2 連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更は、会計方針の変更に該当しない 2 会計基準及び法令の改正等(以下「会計基準等の改正」という。)に伴い、 四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項を採用又は変更し ことに留意する。 場合において、当該四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 を適用すべき会計事象又は取引が存在しないときは、規則第10条の規定によ る記載を要しない。 四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項を変更した場合(会 3 連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更が、四半期連結会計期間の属する 連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を与えることが確実であると認め 計基準等の改正に伴い、四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な られる場合には、当該連結財務諸表に重要な影響を与える旨及びその影響の 事項を採用又は変更した場合を含む。)において、四半期連結財務諸表に与え 概要を併せて記載するものとする。 ている影響が軽微なものについては、次の場合を除き、 3号及び第5号の規定による記載を行わないことができる の(1)に該当する変更について記載を行う場合には、四半期連結会計期間の属 する連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を与える旨及びその影響の概 要を併せて記載するものとする。また、次の(3)に該当する変更について記載 を行う場合には、当該変更が四半期連結財務諸表に与えている影響の内容を 記載しないことができる。 当該変更が、四半期連結会計期間の属する連結会計年度の連結財務諸表 に重要な影響を与えることが確実であると認められる場合 当該変更が、連結の範囲又は持分法適用の範囲に係るものである場合 (3) 当該変更が、連結子会社の四半期会計期間の末日と四半期連結決算日と の間に3ヵ月を超えない差異がある場合において、規則第9条本文の規定 による四半期決算を行うか否かに係るものである場合 4 連結子会社の四半期会計期間の末日と四半期連結決算日との間に3ヵ月を (新設) 超えない差異がある場合において、規則第9条本文の規定による四半期決算

(1) 当該変更を行った旨 (2) 当該変更の理由 当該変更が連結財務諸表に与えている影響 (削る) 10-1-2 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに 関する留意事項(以下「財務諸表等規則ガイドライン」という。)8の9-2の 取扱いは、規則第10条第1項第2号に規定する事項について準用する。この場 合において、財務諸表等規則ガイドライン8の9-2の3中「当事業年度」 あるのは「当四半期連結累計期間」と、「当事業年度末」とあるのは「当四半期 連結会計期間末」と読み替えるものとする。 (削る) 10-1-3 「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取 扱いに関する留意事項(以下「四半期財務諸表等規則ガイドライン」という。) 5-1-1の取扱いは、規則第10条第1項第3号に規定する事項について準用 (削る) 10−1−4 四半期財務諸表等規則ガイドライン5−1−2の取扱いは、規則第1 0条第1項第4号に規定する事項について準用する。 10−2 「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱い 10−2 四半期財務諸表等規則ガイドライン5−2の取扱いは、規則第10条第2 項に規定する事項について準用する。 に関する留意事項(以下「四半期財務諸表等規則ガイドライン」という。) 5の 取扱いは、規則第10条の2及び第10条の3に規定する注記に準用する。 10-3 四半期財務諸表等規則ガイドライン5-3の取扱いは、規則第10条第3 (削る) 項に規定する事項について準用する。 (削る) 11 四半期財務諸表等規則ガイドライン6の取扱いは、規則第11条に規定する事 項について準用する。この場合において、四半期財務諸表等規則ガイドライン 6中「前事業年度」とあるのは「前連結会計年度」 と、「前事業年度末」 「前連結会計年度末」 「前事業年度決算」 とあるのは とあるのは「四半期連結会計期間 借対照表価額」とあるのは「連結貸借対照表価額」と、「事業年度」 「連結会計年度」と読み替えるものとする。 なお、棚卸資産に含まれる未実現損益の消去に関して、例えば、前連結会計 年度又は直前の四半期連結会計期間から取引状況に大きな変化がないと認めら れる場合に、前連結会計年度又は直前の四半期連結会計期間で使用した損益率 や合理的な予算制度に基づいて算定された損益率を使用して算定する方法等が 含まれることに留意する。

14 規則第14条に規定する事項には、指定法人にあっては規則第78条及び第78条 14 規則第14条に規定する事項には、指定法人にあっては規則第59条及び第78条

留意する。

の規定により注記することとされている事項に相当する事項が含まれることに

の2の規定により注記することとされている事項に相当する事項が含まれるこ

とに留意する。

(削る) |18 財務諸表等規則ガイドライン8の14及び8の14-1-1の取扱いは、規則第1 8条に規定するストック・オプション、自社株式オプション又は自社の株式の付 与又は交付に関する注記について進用する。 (削る) 19 財務諸表等規則ガイドライン8の15及び8の15-1-7の取扱いは、規則第1 9条に規定するストック・オプションに関する注記について準用する。 (削る) 27の2 四半期財務諸表等規則ガイドライン22の2の取扱いは、規則第27条の2 に規定する資産除去債務に関する注記について準用する。 (削る) 39 財務諸表等規則ガイドライン26の2-3の取扱いは、規則第39条に規定する 有形固定資産の減損損失累計額の記載について準用する。 51 財務諸表等規則ガイドライン58(1に限る。)の取扱いは、規則第51条に規定 | 51 財務諸表等規則ガイドライン58の取扱いは、規則第51条に規定する偶発債務 する偶発債務について準用する。 について準用する。 (削る) 59 四半期財務諸表等規則ガイドライン52の取扱いは、規則第59条に規定する1 株当たり純資産額の注記について準用する。 78 財務諸表等規則ガイドライン95の5の2及び95の5の3の取扱いは、規則第7178 財務諸表等規則ガイドライン95の5の2及び95の5の2-1の取扱いは、規 8条に規定する1株当たり四半期純損益金額に関する注記及び規則第78条の2に 則第78条に規定する1株当たり四半期純損益金額等の注記について準用する。 規定する潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額に関する注記について準 用する。 (削る) 78-2 四半期財務諸表等規則ガイドライン70-2の取扱いは、規則第78条第2項 に規定する潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎につい て準用する。 (削る) 90 規則第90条第1項各号に掲げる事項の記載において、次の点に留意する。 1 新株予約権を行使することができる期間(会社法(平成17年法律第86号) 第236条第1項第4号)の初目が到来していない新株予約権については、 が明らかになるように記載すること 2 新株予約権の四半期連結会計期間末残高の記載において、親会社における ものと、連結子会社におけるものを区分して記載すること 3 親会社が発行した新株予約権を当該親会社が保有している場合(親会社の 自己新株予約権)には、新株予約権の目的となる株式の種類及び数並びに親 会社における自己新株予約権の四半期連結会計期間末残高を記載すること。 連結子会社が発行した新株予約権を当該連結子会社が保有している場合(連 結子会社の自己新株予約権)には、連結子会社における自己新株予約権の四

半期連結会計期間末残高を記載すること。

〇 「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について(四半期連結財務諸表規則ガイドライン)

改正	案			
(別紙) 四半期連結損益及び包括利益計算書に関する様式 【四半期連結損益及び包括利益計算書】 【第 四半期連結累計期間】		(別紙) 四半期連結損益及び包括利益計算書 【四半期連結損益及び包括利益計算 【第 四半期連結累計期間】		
	(単位: 円)			(単位: 円)
前第 四半期連結累	計期間 当第 四半期連結累計期間		前第 四半期連結累計期間	当第 四半期連結累計期間
(自 平成 年 月			(自 平成 年 月 日	(自 平成 年 月 日
至 平成 年 月	日) 至 平成 年 月 日)		至 平成 年 月 日)	至 平成 年 月 日)
(略) (削る) (略)		(略) <u>土地再評価差額金</u> (略)	<u> </u>	<u> </u>
(記載上の注意) (略)		(記載上の注意) (略)		
【第 四半期連結会計期間】	(単位: 円)	【第 四半期連結会計期間】		(単位: 円)
			前第 四半期連結会計期間	当第 四半期連結会計期間
(自 平成 年 月			(自 平成 年 月 日	(自 平成 年 月 日
至平成年月	日) 至 平成 年 月 日)		至 平成 年 月 日)	至 平成 年 月 日)
(略)		(略)		
(削る)		土地再評価差額金	×××	×××
(略)		(略)		
(記載上の注意) (略)		(記載上の注意) (略)		

「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について

期累計期間に係る四半期損益計算書に含まれる比較情報に計上された税

前事業年度の対応する四半期損益計算書に計

引前四半期純損益金額と、

上された税引前四半期純損益金額との差額

改 Œ 案 行 現 4の3 規則第4条の3に規定する比較情報に関しては、以下の点に留意する。 (新設) 1 当四半期会計期間及び当四半期累計期間に係る四半期財務諸表において記 載されたすべての数値について、原則として、前事業年度並びに当該事業年 度の対応する四半期会計期間及び四半期累計期間に係る数値を含めなければ ならない。 2 当四半期会計期間及び当四半期累計期間に係る四半期財務諸表の理解に資 すると認められる場合には、前事業年度並びに当該事業年度の対応する四半 期会計期間及び四半期累計期間に係る定性的な情報を含めなければならない。 5 規則第5条及び第5条の2に規定する注記については、次の点に留意する 規則第5条の規定による記載については、次の点に留意する。 1 同一の四半期会計期間において複数の会計方針を変更した場合には、 会計基準及び法令の改正等(以下「会計基準等の改正」 上可能な範囲において、会計方針の変更の内容ごとに、 会計方針を採用又は変更した場合において、当該会計方針を適用すべき会計 条の2の規定を適用するものとする 事象又は取引が存在しないときは、規則第5条の規定による記載を要しない。 2 規則第5条第1項第3号及び第5条の2第1項第3号に規定する税引前四 変更した場合を含む。)において、四半期財務諸表に与えている影響が軽微な 半期純捐益金額に対する前事業年度の対応する四半期累計期間における影響 ものについては、規則第5条第1項第1号及び第3号の規定による記載を行 額とは、溯及適用(規則第3条第39号に規定する「溯及適用」 わないことができる。ただし、 当該四半期会計期間が属する事業年度の財務 を行った場合において、当四半期累計期間に係る四半期損益計算書に 諸表に重要な影響を与えることが確実であると認められる場合には、 要するものとする。この場合には、当該四半期会計期間が属する事業年度の 含まれる比較情報に計上された税引前四半期純損益金額と、 広する四半期損益計算書に計上された税引前四半期純損益金額との差額をい 財務諸表に重要な影響を与える旨及びその影響の概要を併せて記載するもの うものとする。 とする。 3 規則第5条第1項第3号及び第5条の2第1項第3号に規定するその他の 重要な項目に対する影響額とは、前事業年度の期首における純資産額に対す る累積的影響額等をいうものとする。 4 規則第5条第2項第3号及び第5条の2第4項第3号に規定する税引前四 半期純損益金額に対する影響額とは、 (1) 及び(2) に掲げる金額をいうものと する。 (1) 当事業年度の期首における溯及適用による累積的影響額を算定すること ができ、かつ、前事業年度の期首における累積的影響額を算定することが 当四半期累計期間に係る四半期損益計算書は 変更前の会計方針を当四半期累計期間に れた税引前四半期純損益金額と、 適用した場合において計上されるべき税引前四半期純損益金額との差額 (2) 当事業年度の期首における溯及適用による累積的影響額を算定すること ① 前事業年度の期首以前から変更後の会計方針を適用したとき 当四半

- ② 当事業年度の期首から変更後の会計方針を適用したとき 当四半期累計期間に係る四半期損益計算書に計上された税引前四半期純損益金額と、変更前の会計方針を当四半期累計期間に適用した場合において計上されるべき税引前四半期純損益金額との差額
- ③ 前事業年度の期中から変更後の会計方針を適用したとき 当四半期累計期間に係る四半期財務諸表に含まれる比較情報に計上された税引前四半期純損益金額と、前事業年度の対応する四半期損益計算書に計上された税引前四半期純損益金額との差額、並びに当四半期累計期間に係る四半期損益計算書に計上された税引前四半期純損益金額と、変更前の会計方針を当四半期累計期間に適用した場合において計上されるべき税引前四半期純損益金額との差額
- 5 規則第5条第3項に規定する事項の注記に際しては、会計基準等に規定された遡及適用に関する経過措置の内容に応じて、必要な事項を記載するものとする。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

- 5-1-1 規則第5条第1項第1号に規定する当該変更が四半期累計期間に係る四半期財務諸表に与えている影響額とは、当該会計処理について前事業年度 又は直前の四半期会計期間と同一の基準を適用した場合において計上されるべき四半期累計期間に係る税引前四半期純損益その他の重要な項目への影響額をいうものとする。
- 5-1-2 規則第5条第1項第2号の規定による表示方法の変更に関する内容の記載は、前事業年度に係る四半期財務諸表との比較を行うために必要な事項を記載するものとする。ただし、変更の内容が明確に判断しうる場合には、これを行わないことができる。
- 5-2 規則第5条第2項の規定による記載については、次の点に留意する。
- 1 影響額とは、直前の四半期会計期間における四半期累計期間に係る税引前 四半期純損益その他の重要な項目の金額と、同期間に変更後の会計処理の原 則及び手続を適用した場合において計上されるべき金額との差額をいうもの とする。
- 2 自発的に会計処理の原則及び手続について変更を行った場合とは、会計基準等の改正以外の理由により会計処理の原則及び手続を変更した場合をいう。
- 5-3 規則第5条第3項に規定する影響額とは、前事業年度の対応する四半期 会計期間及び四半期累計期間に係る税引前四半期純損益その他の重要な項目の 金額と、同期間に変更後の会計処理の原則及び手続を適用した場合において計 上されるべき金額との差額をいうものとする。
- 6 規則第6条に規定する簡便な会計処理とは、例えば、次に掲げる方法による 会計処理をいう。

貸倒見積高の算定方法

貸倒実績率等が前事業年度末に算定したものと著しい変化がないと認められる場合に、前事業年度決算において算定した貸倒実績率等の合理的な基準を使用して一般債権の貸倒見積高を算定する方法等

2 棚卸資産の評価方法

四半期会計期間末における棚卸高の算出に関して、実地棚卸を省略し前事業年度に係る実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算定する方法、

棚卸資産の簿価切下げに関して収益性の低下が明らかなものについてのみ 正味売却価額を見積り、簿価切下げを行う方法、あるいは

営業循環過程から外れた滞留又は処分見込等の棚卸資産で前事業年度末において帳簿価額を処分見込価額まで切り下げているものについては、前事業年度以降に著しい変化がないと認められる限り、前事業年度末における貸借対照表価額で計上する方法等

3 原価差異の配賦方法

予定価格等あるいは標準原価を適用しているために原価差異が生じた場合、 当該原価差異の棚卸資産と売上原価への配賦を年度決算と比較して簡便的に 実施する方法等

4 固定資産の減価償却費の算定方法

固定資産の年度中の取得、売却又は除却等の見積りを考慮した予算を策定 している場合に、当該予算に基づく年間償却予定額を期間按分して算定する 方法、あるいは

減価償却の方法として定率法を採用している場合に、事業年度に係る減価 償却費の額を期間按分して算定する方法等

5 経過勘定項目の算定方法

合理的な算定方法による概算額で計上する方法等

6 法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法

法人税等の納付税額の算定に関して、加味する加減算項目や税額控除項目 を重要なものに限定する方法、

繰延税金資産の回収可能性の判断に関して、前事業年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められる場合に、前事業年度決算において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法、あるいは

繰延税金資産の回収可能性の判断に関して、前事業年度末以降に経営環境等、又は、一時差異等の発生状況に著しい変化が認められた場合に、前事業年度決算において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングに当該著しい変化の影響を加味したもの

2 財務諸表等規則ガイドライン8の9-1<u>及び8の9-2</u>の取扱いは、規則第1 2条に規定する持分法損益等の注記について準用する。<u>この場合において、財務</u> 諸表等規則ガイドライン8の9-2の3中「当事業年度」とあるのは「当四半 期累計期間」と、「当事業年度末」とあるのは「当四半期会計期間末」と読み替 えるものとする。

(削る) (削る) の2の規定により注記することとされている事項に相当する事項が含まれるこ とに留意する。 (削る) (削る) する偶発債務について準用する。

(削る)

| 13 財務諸表等規則ガイドライン8の14 及び8の14-1-1の取扱いは、規則第 | 13条に規定するストック・オプション、自社株式オプション又は自社の株式の | 付与又は交付に関する注記について準用する。

- 14 財務諸表等規則ガイドライン8の15及び8の15-1-7の取扱いは、規則第1 4条に規定するストック・オプションに関する注記について準用する。
- - 22の2 規則第22条の2に規定する資産除去債務に関する注記に関しては、次の 点に留意する。
 - 1 規則第22条の2第1項第1号に規定する変動の内容には、資産除去債務の 著しい変動の説明を簡潔に記載する。
 - 2 規則第22条の2第2項に規定する資産除去債務の金額を四半期貸借対照表 に計上していない理由の記載に当たっては、当該資産除去債務の金額を合理 的に見積ることができない理由を含めて記載するものとする。
 - 34 財務諸表等規則ガイドライン26の2-3の取扱いは、規則第34条に規定する 有形固定資産の減損損失累計額の記載について準用する。
- 46 財務諸表等規則ガイドライン58<u>(1に限る。)</u>の取扱いは、規則第46条に規定 46 財務諸表等規則ガイドライン58の取扱いは、規則第46条に規定する偶発債務 する偶発債務について準用する。 について準用する。
 - 52 規則第52条の規定による記載については、次の点に留意する。
 - 1 1株当たり純資産額とは、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用 指針」に定める1株当たり純資産額をいうものとする
 - 2 1株当たり純資産額の算定上の基礎として、次に掲げる事項を注記することを妨げない。
 - (1) 四半期貸借対照表の純資産の部の合計額と1株当たり純資産額の算定に 用いられた普通株式に係る四半期会計期間末の純資産額との差額の主要な 内訳
 - (2) 1 株当たり純資産額の算定に用いられた四半期会計期間末の普通株式の 数の種類別の内訳
 - 3 前四半期会計期間の末日の翌日から当四半期会計期間の末日までの間において株式併合又は株式分割が行われた場合には、その旨及び当該株式併合又は株式分割が前事業年度の開始の日において行われたと仮定した場合における前事業年度末の1株当たり純資産額を注記することを妨げない。
 - 4 四半期貸借対照表日後に株式併合又は株式分割が行われた場合には、重要な後発事象として、その旨及び前事業年度の開始の日に当該株式併合又は株式分割が行われたと仮定した場合における前事業年度末及び当四半期会計期間末の1株当たり純資産額を注記するものとする。

70 財務諸表等規則ガイドライン95の5の2及び95の5の3の取扱いは、規則第 70 財務諸表等規則ガイドライン95の5の2及び95の5の2ー1の取扱いは、規 7条に規定する1株当たり四半期純損益金額に関する注記及び規則第70条の2 に規定する潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額に関する注記について 準用する。 (削る)

則第70条に規定する1株当たり四半期純損益金額等の注記について準用する。

- 70-2 規則第70条第2項に規定する潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金 額の算定上の基礎には、次の事項が含まれることに留意する。
 - 1 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に用いられた四半期純 利益調整額の主な内訳
 - 2 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に用いられた普诵株式 増加数
 - 3 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 の算定に含まれなかった潜在株式について、前事業年度末から重要な変動が ある場合にはその概要
- |80 財務諸表等規則ガイドライン108-1-2の取扱いは、規則第80条第1項第2 号に掲げる事項の記載について準用する。

(削る)

〇 「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について

改 Æ 行 現 4の2 規則第4条の2に規定する比較情報に関しては、以下の点に留意する。 (新設) 1 当中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表において記載されたすべての 数値について、原則として、前連結会計年度及び前中間連結会計期間に係る 数値を含めなければならない。 2 当中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表の理解に資すると認められる 場合には、前連結会計年度及び前中間連結会計期間に係る定性的な情報を含 めなければならない。 10-1 連結財務諸表規則ガイドライン13-1の取扱いは、規則第10条第1項に 10-1 連結財務諸表規則ガイドライン13-1の取扱いは、規則第10条第1項に 規定する事項について準用する。この場合において、連結財務諸表規則ガイド 規定する事項について準用する。この場合において、連結財務諸表規則ガイド ライン13-1中「連結財務諸表作成」とあるのは「中間連結財務諸表作成」と、 ライン13-1中「連結財務諸表作成」とあるのは「中間連結財務諸表作成」と 「財務諸表の」とあるのは「中間財務諸表の」と読み替えるものとする。 読み替えるものとする。 (新設) 10-4 連結財務諸表規則ガイドライン13-4の取扱いは、規則第10条第4項に 規定する事項について準用する。 11 規則第11条の規定による注記については、次の点に留意する。 11 規則第11条の規定による記載については、次の点に留意する。 1 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項には、中間連結財務 1 (略) 諸表作成の基礎となっている各連結会社の中間財務諸表の作成に係る会計処 理の原則及び手続を含むものとする。 2 連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更は、会計方針の変更に該当しない 会計基準及び法令の改正等(以下「会計基準等の改正」という)に伴い、 ことに留意する。 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項を採用又は変更した場 合において、当該中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項を適 用すべき会計事象又は取引が存在しないときは、規則第11条の規定による記 載を要しない。 3 連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更が、中間連結会計期間の属する連 3 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項を変更した場合(会 結会計年度に係る連結財務諸表に重要な影響を与えることが確実であると認 計基準等の改正に伴い、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事 められる場合には、当該連結財務諸表に重要な影響を与える旨及びその影響 項を採用又は変更した場合を含む。)において、中間連結財務諸表に与えてい の概要を併せて記載するものとする。 る影響が軽微なものについては、次の場合を除き、規則第11条第2号及び第 4号の規定による記載を行わないことができる。なお、次の(1)に該当する変 更について記載を行う場合には、中間連結会計期間の属する連結会計年度の 連結財務諸表に重要な影響を与える旨及びその影響の概要を併せて記載する ものとする。また、次の(3)に該当する変更について記載を行う場合には、 該変更が中間連結財務諸表に与えている影響の内容を記載しないことができ (1) 当該変更が、中間連結会計期間の属する連結会計年度の連結財務諸表に

重要な影響を与えることが確実であると認められる場合

(2) 当該変更が、連結の範囲又は持分法適用の範囲に係るものである場合

る決算を行うか否かに係るものである場合 (削る) 11-2 「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに 関する留意事項について(以下「中間財務諸表等規則ガイドライン」という。) 5-1-1の取扱いは、規則第11条第2号に規定する事項について準用する。 (削る) 11-3 中間財務諸表等規則ガイドライン5-1-2の取扱いは、規則第11条第 3号に規定する事項について準用する。 11の2 「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに (新設) 関する留意事項について(以下「中間財務諸表等規則ガイドライン」という。) 5の取扱いは、規則第11条の2及び第11の3に規定する会計方針の変更に関す る注記について準用する。 11の6 中間財務諸表等規則ガイドライン5の2の4-1の取扱いは、規則第11 (新設) 条の6に規定する表示方法の変更に関する注記について準用する。 40 財務諸表等規則ガイドライン58(1に限る。)の取扱いは、規則第40条に規定 40 財務諸表等規則ガイドライン58の取扱いは、規則第40条に規定する偶発債務 する偶発債務の注記について準用する。 の注記について準用する。 65 財務諸表等規則ガイドライン95の5の2及び95の5の3の取扱いは、規則第6 65 財務諸表等規則ガイドライン95の5の2から95の5の2ー2までの取扱いは、 5条の1株当たり中間純損益金額等に関する注記について準用する。 規則第65条の1株当たり中間純損益金額等に関する注記について準用する。

(3) 当該変更が、連結子会社の中間会計期間の末日と中間連結決算日との間に3ヵ月を超えない差異がある場合において、規則第9条本文の規定によ

〇 「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について(中間連結財務諸表規則ガイドライン)

改 正 案	現行
(別紙) 中間連結損益及び包括利益計算書に関する様式 【中間連結損益及び包括利益計算書】 (単位: 円)	(別紙) 中間連結損益及び包括利益計算書に関する様式 【中間連結損益及び包括利益計算書】 (単位: 円)
前中間連結会計期間 当中間連結会計期間 前連結会計年度の要約連結 (自 平成 年 月 日 (自 平成 年 月 日 損益及び包括利益計算書 至 平成 年 月 日) 至 平成 年 月 日) (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)	前中間連結会計期間 当中間連結会計期間 前連結会計年度の要約連結 (自 平成 年 月 日 (自 平成 年 月 日 損益及び包括利益計算書 至 平成 年 月 日) 至 平成 年 月 日) (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)
(略) (削る) (略)	(略) 土地再評価差額金 (略) **** ****
(記載上の注意) (略)	(記載上の注意) (略)

〇 「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について

度に係る財務諸表及び前中間会計期間に係る中間財務諸表に計上された主

改 Œ 行 現 3の2 規則第3条の2に規定する比較情報に関しては、以下の点に留意する。 (新設) 1 当中間会計期間に係る中間財務諸表において記載されたすべての数値につ いて、原則として、前事業年度及び中間会計期間に係る数値を含めなければ ならない。 2 当中間会計期間に係る中間財務諸表の理解に資すると認められる場合には、 前事業年度及び前中間会計期間に係る定性的な情報を含めなければならない。 5 規則第5条及び第5条の2の規定の適用については、次の点に留意する 規則第5条の規定による記載については、次の点に留意する。 1 同一の中間会計期間において複数の会計方針を変更した場合には、実務上 会計基準及び法令の改正等(以下「会計基準等の改正」という。)に伴い、 可能な範囲において、会計方針の変更の内容ごとに、 会計方針を採用又は変更した場合において、 の2の規定を適用するものとする. しないときは、 規則第5条の規定による記載を要 2 規則第5条第1項第3号及び第5条の2第1項第3号に規定する中間財務 規則第5条第1号及び第3号の規定による記載を行わないこ とができる。ただし、当該中間会計期間が属する事業年度の財務諸表に重要 遡及適用(中間財務諸表等規則第2条の2第35号に規定する「遡及適用」 いう。以下同じ。)を行った場合において、当中間会計期間に係る中間財務諸 な影響を与えることが確実であると認められる場合には、記載を要するもの 表に含まれる比較情報に計上された金額と、前事業年度に係る財務諸表及び とする。この場合には、当該中間会計期間が属する事業年度の財務諸表に重 前中間会計期間に係る中間財務諸表に計上された主な科目の金額との差額を 要な影響を与える旨及びその影響の概要を併せて記載するものとする。 いうものとする 3 規則第5条第2項第1号ハ及び第5条の2第2項第1号ハに規定する中間 財務諸表の主な科目に対する実務上算定可能な影響額とは、 に係る中間財務諸表の主な科目の金額と 変更前の会計方針を当中間会計期 間に適用した場合において計上されるべき主な科目の金額との差額をいうも のとする。 4 規則第5条第2項第2号ハ及び第5条の2第2項第2号ハに規定する中間 財務諸表の主な科目に対する実務上算定可能な影響額とは、 までに掲げる事項をいう 前事業年度の期首以前から会計方針を適用したとき 当中間会計期間に 係る中間財務諸表に含まれる比較情報に計上された金額と、前事業年度に 係る財務諸表及び前中間会計期間に係る中間財務諸表に計上された主な科 目の金額との差額 (2) 当中間会計期間の開始の日から変更後の会計方針を適用したとき 間会計期間に係る中間財務諸表の主な科目の金額と、 変更前の会計方針を 当中間会計期間に適用した場合において計上されるべき主な科目の金額と の差額 (3) 前事業年度の期中から変更後の会計方針を適用したとき 当中間会計期 間に係る中間財務諸表に含まれる比較情報に計上された金額と

な科目の金額との差額、並びに当中間会計期間に係る中間財務諸表の主な 科目の金額と、変更前の会計方針を当中間会計期間に適用した場合におい て計上されるべき主な科目の金額との差額

5 規則第5条第3項に規定する事項の注記に際しては、会計基準等に規定さ れた遡及適用に関する経過措置の内容に応じて、必要な事項を記載するもの とする。

(削る)

(削る)

- 50204-1 規則第5条の204第1項に規定する注記については、貸借対照表と中間貸借対照表における科目の区分が異なることによる前事業年度に係 る貸借対照表の組替えの場合には、記載を要しないことに留意する。
- 5の2の6 財務諸表等規則ガイドライン8の4の取扱いは、規則第5条の2の 5の2 財務諸表等規則ガイドライン8の4の取扱いは、規則第5条の2に規定 6に規定する重要な後発事象の注記について準用する。
- 31 財務諸表等規則ガイドライン58(1に限る。)の取扱いは、規則第31条に規定 する偶発債務の注記について準用する。

36の3 (略)

1 • 2 (略)

(削る)

(削る)

3 持分会社、組合及び信託の中間貸借対照表を作成する場合には、1単位当た り純資産額を注記するものとする。

- 5-1-1 規則第5条第1項第1号に規定する当該変更が中間財務諸表に与え る影響とは、当該会計処理について前事業年度と同一の基準を適用した場合に おいて計上されるべき営業損益、経常損益、 はその他の重要な項目の金額に、 当該変更が差異を与える結果となったことを したがって、影響の内容の記載は、影響を受けた重要な項目 いうものとする。 及びその差異の金額を明らかにするものとする。ただし、その金額を正確に算 定することが困難な場合には、適当な方法による概算額を記載することができ る。
- 5-1-2 規則第5条第1項第2号の規定による表示方法の変更に関する内容 の記載は前事業年度に係る中間財務諸表との比較を行うために必要な事項を記 載するものとする。ただし、変更の内容が明確に判断しうる場合には、これを 行わないことができる。

(新設)

する重要な後発事象の注記について準用する。

(新設)

36の3 (略)

- 1 2 (略)
- 3 前中間会計期間の末日の翌日から当中間会計期間の末日までの間において 株式併合又は株式分割が行われた場合、当該株式併合又は株式分割が前事業 年度において行われたと仮定した場合における前中間会計期間及び前事業年 度の1株当たり純資産額を注記することを妨げない。
- 4 中間貸借対照表日後に株式併合又は株式分割が行われた場合には、重要な 後発事象として、その旨及び前事業年度の開始の日に当該株式併合又は株式 分割が行われたと仮定した場合における前中間会計期間、前事業年度及び当 中間会計期間の1株当たり純資産額を注記することを妨げない。
- 5 持分会社、組合及び信託の中間貸借対照表を作成する場合には、1単位当 たり純資産額を注記するものとする。

- 49-1 規則第49条第1項に規定する特別利益に属する利益及び規則第50条第1 49-1 規則第49条第1項に規定する特別利益に属する利益及び規則第50条第1 項に規定する特別損失に属する損失は、固定資産売却損益、減損損失、災害に よる損失、設備の廃棄による損益(当該会社において経常的に発生するものを 除く。)、転売以外の目的で取得した有価証券その他の資産の売却又は処分によ る損益、企業結合に係る特定勘定の取崩益、企業結合における交換損益、事業 分離における移転損益、支出の効果が期待されなくなったことによる繰延資産 の一時的償却額、通常の取引以外の原因に基づいて発生した臨時的損失等であ って、中間会計期間の利益又は損失として計上すべきものをいう。
- 52の2 財務諸表等規則ガイドライン95の5の2及び95の5の3までの取扱いは、52の2 財務諸表等規則ガイドライン95の5の2から95の5の2-2までの取扱 規則第52条の2に規定する1株当たり中間純損益金額等に関する注記について 準用する。
- 項に規定する特別損失に属する損失は、前期損益修正損益、固定資産売却損益、 減損損失、災害による損失、設備の廃棄による損益(当該会社において経常的 に発生するものを除く。)、転売以外の目的で取得した有価証券その他の資産の 売却又は処分による損益、企業結合に係る特定勘定の取崩益、企業結合におけ る交換損益、事業分離における移転損益、支出の効果が期待されなくなったこ とによる繰延資産の一時的償却額、通常の取引以外の原因に基づいて発生した 臨時的損失等であって、中間会計期間の利益又は損失として計上すべきものを いう。
 - いは、規則第52条の2に規定する1株当たり中間純損益金額等に関する注記に ついて進用する。

〇 「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について

改	現
14 (略) 1 (略) 2 連結の範囲又は <u>持分法適用</u> の範囲の変更は、会計方針の変更に該当しないことに留意する。 3 連結の範囲又は <u>持分法適用</u> の範囲の変更が、当連結会計年度の翌連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を与えることが確実であると認められる場合には、翌連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を与える旨及びその影響の概要を併せて記載するものとする。	いことに留意する。 3 連結の範囲又は <u>持分法の適用</u> の範囲の変更が、当連結会計年度の翌連結会 計年度の連結財務諸表に重要な影響を与えることが確実であると認められる
14の2 財務諸表等規則ガイドライン8の3の取扱いは、規則第14条の2及び第14条の3に規定する会計方針の変更に関する注記について準用する。	14の2 財務諸表等規則ガイドライン8の3 <u>及び8の3-3</u> の取扱いは、規則第4条の2及び第14条の3に規定する会計方針の変更に関する注記について準用する。
39の2 財務諸表等規則ガイドライン58 <u>(1に限る。)</u> の取扱いは、規則第39条の2のに規定する偶発債務について準用する。	39の2 財務諸表等規則ガイドライン58の取扱いは、規則第39条の2のに規定する偶発債務について準用する。
65の2 財務諸表等規則ガイドライン95の5の2及び95の5の3の取扱いは、規則第65条の2に規定する1株当たり当期純損益金額に関する注記及び規則第65条の3に規定する潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額に関する注記について準用する。	則第65条の2に規定する1株当たり当期純損益金額の注記及び規則第65条の3

〇 「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について(連結財務諸表規則ガイドライン)

改	正	案		現	行	
(別紙) 連結損益及び包括利益計算書に関する様式 【連結損益及び包括利益計算書】				(別紙) 連結損益及び包括利益計算書に関する様式 【連結損益及び包括利益計算書】		
			(単位: 円)			(単位: 円)
	前連結合	会計年度	当連結会計年度		前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 平成	年 月 日	(自 平成 年 月 日		(自 平成 年 月 日	(自 平成 年 月 日
	至平成年	年 月 日)	至 平成 年 月 日)		至 平成 年 月 日)	至 平成 年 月 日)
(略)				(略)		
(削る)				土地再評価差額金	xxx	×××
(略)				(略)		
(記載上の注意) (略)				(記載上の注意) (略)		

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について 改 Œ 案 行 現 8の3 規則第8条の3及び第8条の3の2の規定の適用については、次の点に 8の3 規則第8条の3及び第8条の3の2の規定の適用については、次の点に 留意する。 留意する。 1 (略) (略) 1 2 規則第8条の3第1項第3号及び第8条の3の2第1項第3号に規定する 2 遡及適用を行っていない場合の規則第8条の3第2項及び第8条の3の2 財務諸表の主な科目に対する前事業年度における影響額とは、溯及適用 第2項の規定による当事業年度に係る影響額の記載については、 において前事業年度と同一の会計方針を適用した場合に算定される金額との 則第8条第51項に規定する溯及適用をいう。)を行った場合において、当事業 年度に含まれる比較情報に計上された主な科目の金額と、 差額を記載するものとする。 財務諸表に計上された主な科目の金額との差額をいうものとする 3 規則第8条の3第2項第1号ハ及び第8条の3の2第2項第1号ハに規定 する財務諸表の主な科目に対する実務上箟定可能な影響額とは に係る財務諸表の主な科目の金額と、 した場合において計上されるべき主な科目の金額との差額をいうものとする 4 規則第8条の3第2項第2号ハに規定する財務諸表の主な科目に対する実 次の(1)から(3)までに掲げる事項をいう。 (1) 前事業年度の期首以前から変更後の会計方針を適用したとき 当事業年 度に係る財務諸表に含まれる比較情報に計上された主な科目の金額と、前 事業年度に係る財務諸表の主な科目の金額との差額 (2) 当事業年度の期首から変更後の会計方針を適用したとき 当事業年度に 係る財務諸表に含まれる比較情報に計上された主な科目の金額と、 年度に係る財務諸表の主な科目の金額との差額 (3) 前事業年度の期中から変更後の会計方針を適用したとき 当事業年度に 係る財務諸表に含まれる比較情報に計上された金額と、 前事業年度に係る 財務諸表の主な科目の金額との差額、及び当事業年度に係る財務諸表の主 な科目の金額と、変更前の会計方針を当事業年度に適用した場合において 計上されるべき主な科目の金額との差額 5 規則第8条の3第3項に規定する事項の注記に際しては、会計基準等に規 定された溯及適用に関する経過措置の内容に応じて、必要な事項を記載する ものとする。

(削る)

8の3-3 規則第8条の3第3項に規定する事項の注記に際しては、会計基準 等に規定された遡及適用に関する経過措置の内容に応じて、必要な事項を記載 するものとする。

- | <u>58</u> 規則第58条の規定による注記に際しては、次の点に留意する。
 - 1 当該偶発債務の内容(債務の保証(債務の保証と同様の効果を有するものを含む。)については、その種類及び保証先等、係争事件に係る賠償義務については、当該事件の概要及び相手方等)を示し、その金額を記載するものと
- 58 規則第58条の規定による注記は、当該偶発債務の内容(債務の保証(債務の保証と同様の効果を有するものを含む。)については、その種類及び保証先等、 係争事件に係る賠償義務については、当該事件の概要及び相手方等)を示し、 その金額を記載するものとする。

する。

- 2 受取手形及びその他の手形の割引高又は裏書譲渡高は、割引に付し又は裏 書譲渡した当該手形の額面金額を記載するものとする。
- 3 譲渡記録により電子記録債権を譲渡する際(金融資産の消滅を認識する場合に限る。)に、保証記録も行っている場合には2に準じて注記を行うものとする。

(削る)

- 58の2 規則第58条の2の規定による手形割引高及び裏書譲渡高の注記について は、次の点に留意する。
 - 1 受取手形及びその他の手形の割引高又は裏書譲渡高は、割引に付し又は裏書譲渡した当該手形の額面金額を記載するものとする。
 - 2 譲渡記録により電子記録債権を譲渡する際(金融資産の消滅を認識する場合に限る。)に、保証記録も行っている場合には1に準じて注記を行うものとする。